

「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【勧告先】文部科学省 【勧告日】令和2年5月15日 【回答日】令和3年12月13日（改善状況は同日現在）

調査の背景・目的

- ◇ 我が国の学校及び教員は、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担当。要保護家庭、不登校、暴力行為の増加など、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化し、学校及び教員の役割は拡大
- ◇ 文部科学省は、多様な職種の専門性を有するスタッフを学校に配置し、「チームとしての学校」の体制を構築するなど、児童生徒への支援や教員の負担軽減につなげることを推進



学校現場における専門スタッフと事務職員の活用状況や活用にあたっての課題を調査。課題がみられたものについては文部科学省に対し勧告するとともに、教育委員会（以下「教委」という。）及び学校にとって参考となるよう工夫した取組事例を整理

制度等

- ◇ 文部科学省は、学校等へのスクールカウンセラー（以下「SC」という。）及びスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の配置促進を図るため、国庫補助事業を実施。全国の教委及び学校がSC及びSSWに対して適切な理解や認識を持って効果的に活用できるよう、毎年度、「スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」、「スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」（以下、これらの事例集を総じて「事例集」という。）を作成し、優良事例を共有
- ◇ 文部科学省は、事例集の作成とともに、SC及びSSWの質の向上や効果的な活用を図るため、全国の都道府県等の教育相談担当者を集めた「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を毎年度開催し、個別の活用事例における取組内容を共有

ポイント

- 調査結果に基づき、文部科学省に対し、SC及びSSWの更なる効果的な活用を促進する観点から、主に、①SC及びSSWの具体的な役割等について、理解を促進する取組事例及び個別の活用事例を把握し、教委及び学校との共有を図ること、②SC及びSSWの活用にあたっての課題について、必要に応じて、原因を把握し、解決策を検討し、教委及び学校と共有することを勧告
- この勧告を踏まえ、文部科学省は、
 - ① **SC及びSSWの個別の活用事例を全国の教委や学校と共有**することにより、その効果的な活用を推進
 - ② **事例集の様式を見直し、SC及びSSWの配置形態、支援の段階別でSSWが担った具体的な役割、連携調整を図った関係機関が分かるように整理**
 - ③ SC及びSSWの職務内容等の教職員への理解促進のため、**研修等での模擬ケース会議等の取り入れや、活用における課題の原因分析及び解消に努めるよう周知**。また、**事例集の様式を、SC及びSSWの活用にあたっての課題やその原因、課題解決に向けた取組内容等が分かるものに見直し**

するなど、勧告した事項については、必要な改善措置が講じられている。

詳細は次ページ

主な調査結果と勧告

- ◇ 文部科学省は、SC及びSSWの質の向上や効果的な活用を図るため、事例集の作成や「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を開催
- ◇ 事例集には、SC及びSSWの具体的な役割等についての理解や学校と関係機関との連携について課題があると記載。しかし、SSWが担った役割や連携した関係機関が具体的に記載されていないなど、必ずしも課題の解決に資する情報が共有されていない。
- ◇ 文部科学省は、SC及びSSWの活用に係る課題の原因を把握していない。
- ◇ 同連絡協議会でも、個別の活用事例における具体的な関係機関との連携状況等について共有されていない。

【勧告】

- ① SC及びSSWの具体的な役割等について、理解を促進する取組事例及び個別の活用事例を把握し、教委及び学校との共有を図ること。
- ② ①に当たっては、SC及びSSWの配置形態が分かるよう整理すること。
- ③ ①に当たっては、SSWの個別の活用事例について、児童生徒への支援に関する一連の取組内容とともに、当該取組ごとのSSWが担った具体的な役割及び連携調整を図った関係機関が分かるように整理し、共有すること。
- ④ SC及びSSWの活用にあたっての課題について、必要に応じて、原因を把握し、解決策を検討し、教委及び学校と共有すること。

文部科学省の講じた主な改善措置状況

文部科学省は、SC及びSSWの個別の活用事例を全国の教委や学校と共有することにより、その効果的な活用を推進

- ◇ 事例集について、以下の情報が分かるよう様式を見直し
 - ・ 各活用事例におけるSC及びSSWの配置形態（単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型）
 - ・ SSWが行った段階別の支援内容、SSWが担った具体的な役割、連携調整を図った関係機関
- ◇ 教委に対し、
 - ・ 教職員への理解促進のために、研修等で模擬ケース会議等を取り入れるなどによりSC及びSSWの役割や活用方法を周知すること。
 - ・ 活用にあたっては、課題の原因を分析し、研修の実施等により課題の解消に努めるなど、効果的に活動できるよう工夫が必要であること。等について事務連絡により周知
また、事例集について、①研修の実施やそのほかの教職員の理解促進に向けた取組、②活用にあたっての課題やその原因、課題解決に向けた取組内容が分かるよう様式を見直し

都道府県への確認結果

当局が、上記改善措置に関連して、調査対象とした都道府県教委の一部に現状を確認したところ、以下の意見・取組がみられた。

- ・ 研修にSSWを招き、対応した事例や活動の実態について話してもらうことで認知を広げており、SSWの役割を発信していく動きは着実に進んでいる。
- ・ 文部科学省からの事務連絡を受け、SSWの認知不足に対応するため、個別ケースを想定したリーフレットを作成し、実務でも困らないように工夫
- ・ SC及びSSW活用のための県独自の資料について、見直された事例集を参考にして作成することができた。また、県の研修でも、事例集を活用してケース会議を実施



学校における専門スタッフ等の活用に関する調査の結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（フォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成30年8月～令和2年5月
- 2 対象機関
調査対象機関 文部科学省
関連調査等対象機関 都道府県教育委員会（17）、市町村教育委員会（32）、公立小学校（64）、公立中学校（64）、公立高等学校（17）、私立中学校（8）

【勧告日及び勧告先】 令和2年5月15日 文部科学省

【回答年月日】 令和3年12月13日
※ 改善状況は同日現在

【調査の背景事情】

- 我が国の学校及び教員は、学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担当している。一方、社会や経済の変化による家庭や地域の教育力の低下、要保護家庭、不登校、暴力行為の増加など、学校が抱える課題は、より複雑化・困難化し、学校及び教員の役割は拡大している。
- 文部科学省は、中央教育審議会が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（平成27年12月。以下「チーム学校答申」という。）や「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月）を踏まえ、多様な職種の専門性を有するスタッフを学校に置き、教職員やスクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を含む専門スタッフが自らの専門性を十分に発揮する「チームとしての学校」の体制の構築、学校の業務だが必ずしも教員が担う必要がない業務等について、中心となる担い手を専門スタッフや事務職員といった教員以外の主体への積極的な移行により、児童生徒への支援や教員の負担軽減につなげることを推進している。
- この調査は、教育活動の充実及び教員の負担軽減の観点から、専門スタッフ等の活用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

勧告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>1 学習指導や生徒指導等における専門スタッフ等の活用状況</p> <p>(1) 学習指導や生徒指導における専門スタッフの効果的な活用の推進</p> <p>ア 国費負担の SC 及び SSW の効果的な活用の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>文部科学省は、国費負担の SC 及び SSW の更なる効果的な活用を促進する観点から、教育現場の負担にも配慮しつつ、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① SC 及び SSW の専門的職務及び具体的な役割について、理解を促進する取組事例及び個別の活用事例を把握し、教育委員会（以下「教委」という。）及び学校との共有を図ること。</p> <p>② ①に当たっては、SC 及び SSW の配置形態が分かるように整理すること。</p> <p>③ ①に当たっては、SSW の個別の活用事例について、ケース会議の開催など児童生徒への支援に関する一連の取組内容とともに、当該取組ごとの SSW が担った具体的な役割及び連携調整を図った関係機関が分かるように整理し、共有すること。</p> <p>④ 情報共有を目的として各教委に報告を求めてきた SC 及び SSW の活用に当たっての課題について、必要に応じて、原因を把握し、解決策を検討し、教委及び学校と共有すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ SC 及び SSW は、チーム学校答申において、「心理や福祉に関する専門スタッフ」に区分され、いじめ等の問題行動や不登校など生徒指導</p>	<p>① 文部科学省は、学校等への SC 及び SSW の配置促進のための国庫補助事業を実施する中で、その活用実態を把握し、個別の活用事例を全国の教委や学校と共有することにより、SC 及び SSW の効果的な活用を推進している。都道府県、政令市及び中核市の教委に対し、「令和 2 年度学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」の資料提出について（依頼）（令和 2 年 7 月 27 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）を发出し、令和 2 年度以降の事例集の様式を変更し、SC 及び SSW の専門的職務及び具体的な役割について、理解を促進する取組事例及び個別の活用事例を報告してもらい、それらを取りまとめた事例集を作成し、教委等への共有を図った。</p> <p>② 事例集の作成に当たっては、各活用事例における SC 及び SSW の配置形態（単独校型・拠点校型・派遣型・巡回型のいずれに該当するか）が分かるものとした。</p> <p>③ 事例集の作成に当たっては、SSW が行った支援内容を支援の段階別（i）問題の発見、ii）学校内での方針の検討、iii）支援の実施、iv）経過観察）に整理したほか、各段階で SSW が担った具体的な役割及び連携調整を図った関係機関が分かるように整理した。</p>

勧告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>に関する課題の解決に当たっては、校長や生徒指導担当教員のマネジメントの下、教員が SC 及び SSW と連携・分担して取り組むことが重要であるとされている。</p> <p>○ また、チーム学校答申では、教員を中心として、SC 及び SSW がそれぞれの専門性に基づき、組織的に問題の解決に取り組むため、学校においては、SC 及び SSW の役割等を明確化し、SC 及び SSW を生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置付け、教職員に周知徹底することが求められるとされている。</p> <p>○ 文部科学省は、学校等への SC 及び SSW の配置促進を図るため、国庫補助事業を実施している。同省は、当該事業の実施主体である都道府県等からの報告を受け、その活用実態を把握するとともに、全国の教委及び学校が SC 及び SSW に対して適切な理解や認識を持って効果的に活用できるよう、毎年度、「スクールカウンセラー等活用事業実践活動事例集」、「スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集」（以下、これらの事例集を総じて「事例集」という。）を作成し、優良事例を共有している。</p> <p>○ 文部科学省は、事例集の作成とともに、SC 及び SSW の質の向上や効果的な活用を図るため、全国の都道府県、政令市及び中核市の教育相談担当者を集めた「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を毎年度開催し、同連絡協議会では、各教委により個別の活用事例における取組内容が報告され、共有されている。</p> <p><調査結果></p> <p>○ 文部科学省は、上記のとおり事例集を作成している。事例集では、</p>	<p>④ 各教委に対し、「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査結果（総務省行政評価局）に基づく勧告について」（令和 2 年 5 月 18 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課、児童生徒課事務連絡）を発出した。同事務連絡では、SC 及び SSW の活用を一層推進する上で留意すべき事項等として、i) SC 及び SSW の職務内容等について教職員の理解促進のために、研修等で模擬ケース会議等を取り入れるなどにより役割や活用方法を周知すること、ii) SC 及び SSW の活用に当たっては、課題の原因を分析した上で、研修の実施等による課題の解消に努めるなど、SC 及び SSW がその専門性を十分に発揮し、効果的に活動できるよう工夫が必要であること等について周知した。</p> <p>また、事例集の作成に当たっては、i) 研修の実施やそのほかの教職員の理解促進に向けた取組、ii) 教委における SC 及び SSW の活用に当たっての課題やその原因、課題解決に向けた取組内容が分かるものとした。</p>

勧告事項等	文部科学省が講じた改善措置状況
<p>複数の教委が、SC 及び SSW の専門的職務及び具体的役割についての理解や学校と関係機関との連携が十分でないことを課題として挙げている。</p> <p>○ しかしながら、事例集では、必ずしも課題の解決に資する情報が共有されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修のほかに専門的職務及び具体的役割についての理解を促進する取組は記載されていない。 ・ 特に SSW の個別の活用事例に関し、ケース会議の開催状況が不明確であるもの、ケース会議において SSW が担った役割や連携調整を図った関係機関が具体的に記載されていないもの、児童生徒への支援に関する一連の取組において、各段階で SSW が担った具体的な役割が明確に記載されていない。 <p>○ 文部科学省は、各教委における SC 及び SSW の活用にあたっての課題は把握しているが、当該課題の原因については把握していない。</p> <p>○ また、文部科学省は、事例集の作成のほか、「学校における教育相談体制充実に係る連絡協議会」を開催しているが、同連絡協議会でも個別の活用事例における具体的な関係機関との連携状況等について共有されていない。</p>	